

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

記

1. 公募に付する事項等

この公募は、応募要件を満たし、下記業務の受注を希望するものがあるか否かを確認する目的で、参加意思表明書の提出を招請するものである。

なお、応募要件を満たすと認められる参加希望者が複数者いる場合にあつては、一般競争入札による契約手続きを、また、1者であった場合はその者との随意契約による契約手続きを行う事を予定している。

件名及び数量	航空貨物事前報告制度及び本邦出国時の旅客予約記録情報（PNR）報告の導入に伴う第4次通関情報総合判定システム（第4次CIS）に係る追加ハードウェアの賃貸借及び保守 一式
業務内容	仕様書のとおり

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格者名簿に登録される見込みのある者であること。
- (4) 借入物品に係る迅速なメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 本件機器の所有者から、機器の所有権及び機器に関する著作物の譲渡又は賃貸の許諾を受けたうえ、当該機器の保守を履行できることについて証明できる者であること。
- (6) 賃貸借物件を貸し付けようとする者については、競争参加の資格の取得は要しないものとする。
- (7) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 賃貸借中の物件である、本調達で増設するパーツの導入先のハードウェアについて、賃貸者から、本調達を実施するに当たり必要な改造工事及び保守に係る合意を得る事とし、その旨の証明書を提出すること。
- (10) 本調達に関する公募説明を受けた者であること。

3. 参加申込みに関する事項

受注を希望する者は、平成29年8月29日(火)17時00分までに下記提出先へ参加申込みを行うこと。

(提出先) 東京都江東区青海2-7-11(東京港湾合同庁舎7階)
東京税関総務部会計課調達専門官 島山 連絡先: 03-3599-6236

4. 公募説明に関する事項

- (1) 日時 平成29年8月14日(月)～平成29年8月28日(月)
平日 9:00～12:00及び13:00～17:00
- (2) 場所 3. 提出先に同じ

5. 参加意思表明の無効

本公告に示した公募に参加するものに必要な資格のない者の提出した参加意思表明書等は無効とする。

平成29年8月14日

支出負担行為担当官
東京税関総務部長

松岡 裕之

